

富山県タクシーLPガス料金負担軽減事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県タクシーLPガス料金負担軽減事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む。)を行う者をいう。
- (2) 補助算定期間 別表1に定める補助年度ごとの期間をいう。

(目的)

第3条 知事は、LPガス料金の高騰の影響を受けるタクシー事業者に対し、その有する補助対象車両のうち、稼働状態にある台数に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者及び補助金額等)

第4条 この補助金の補助対象事業者、補助対象車両及び補助金額は、別表2によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号の1、第1号の2)に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第2号による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者(以下「補助事業者」という。)にその旨を通知する。

(補助金の支払い)

第7条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から適用する。

別表 1（第 2 条（2）関係）

補助年度	補助算定期間
令和 8 年度	令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日

別表 2（第 4 条関係）

補助対象事業者	次の要件をすべて満たすタクシー事業者（福祉輸送事業限定も含む。） (1) 令和 8 年 7 月 1 日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 (3) 県内を営業区域として、国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に届け出ている者
補助対象車両	令和 8 年 7 月 1 日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、県内の営業所において継続して保有し L P ガスを燃料としている車両（リース車両及び福祉輸送事業の用に限り使用する車両を含む。）とするが、各月のうち、休車期間及び減車等に伴う車両の一時抹消登録期間が 15 日を超える車両を除く。 なお、令和 8 年 7 月 1 日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃止し、その代替車両がある場合には、新旧の車両を合わせて 1 台とみなす。
補助金額	令和 8 年 7 月：補助対象車両 1 台につき金 3,000 円 令和 8 年 8 月：補助対象車両 1 台につき金 2,600 円 令和 8 年 9 月：補助対象車両 1 台につき金 2,500 円